

参議院石炭対策特別委員会会議録第十二号

昭和三十一年七月六日(土曜日)

午前十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 堀 末治君
 理事 鹿島 俊雄君
 亀井 光君
 大矢 正君
 石田 次男君
 大竹平八郎君

委員

川上 為治君
 劍木 亨弘君
 徳永 正利君
 野田 俊作君
 二木 謙吾君
 松野 孝一君
 吉武 恵市君
 阿具根 登君
 阿部 竹松君
 大河原 次君
 小柳 勇君
 小宮市太郎君
 柳岡 秋夫君
 田畑 金光君

國務大臣 福田 一君
 通商産業大臣 上林 忠次君
 政府委員 政務次官 中野 正一君
 通商産業省 石炭局長 影山 衛司君
 中小企業庁 指導部長

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
 会専門員

本日の会議に付した案件

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 ○電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)
 ○石炭鉱業経理規制臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 ○産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○石炭鉱業の合理化に伴う石炭鉱害復旧特別臨時措置法制定に関する請願(第四三三号)
 ○石炭鉱業政策並びに産炭地振興に関する請願(第四四号)(第四八五号)
 ○炭鉱閉山後の鉱害処理に関する請願(第四五号)

○産炭地域振興事業団法の一部改正等に関する請願(第四六号)
 ○産炭地市町村振興対策に関する請願(第四七号)

○石炭関係対策に関する請願(第七九号)
 ○産炭地市町村振興及び石炭鉱業安定等に関する請願(第一〇四号)
 ○石炭政策転換に関する請願(第三一

三号)(第三二四号)(第三二五号)(第三三七号)
 ○炭鉱労働者の雇用安定に関する請願(第三五五号)

○炭鉱労働者の首切り反対等に関する請願(第三五六号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三三号)(第七九四号)(第一〇三八号)

○炭鉱労働者の首切り反対に関する請願(第三五五五号)

○統制調査要求に関する件
 ○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(堀末治君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理規制臨時措置法案、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案、以上五案を一括して議題といたします。

本五案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○大竹平八郎君 時間がございませぬので、きわめて项目的に簡単にお尋ねいたしますが、私はどうもふに落ちないのは、合理化の中に整備計画と再就職計画というのがあるのです。これら

はもちろんです。この関係にあるのだと思っておりますが、この関係についてひとつ御説明願いたい。

○政府委員(中野正一君) これは御承知のように、昨年来の有沢調査団の答申に基づきまして、これを受けて決定をして、それを法律に今度立法化するということになっております。有沢調査団の思想は、要するに、合理化よって相当大量の失業者が出ざるを得ない。そうすると、その失業者に対する再就職の安定した職場を確保するよう、政府初め、関係の企業等で努力すべきである、こういうことをまあうたっております。その意味で、本年度につきましては、四月に石炭鉱業審議会を開きまして、閉山規模、また、合理化に伴う離職者の数というものを一応見通しを立てたわけであります。したがって、それに対応いたします再就職の計画というものを政府で立てる。したがって、合理化整備計画というものがもとにありまして、そうしてそれに見合うところの再就職の計画を立てて、そして離職者対策に万全を期する、こういうことで、今度の法律改正では、整備計画は通産大臣がこの石炭鉱業審議会へ諮問をする。同時に、これに見合うその合理化整備計画から出てくる離職者に対する再就職の計画を労働大臣が諮問をして、そして審議会が両方からみ合わせてそれを審議していただく、そういう形になってきております。

これはまあ法律はまだ通っておりますが、先般の四月の審議会におきましては、今度の新しい改正案の趣旨をくみ入れまして、そういう趣旨の審議が行なわれて答申が行なわれたわけでございます。

○大竹平八郎君 そうすると、審議会の決定を待たないと、具体的な計画というものは政府としてはまだ立てておられないのですか。

○政府委員(中野正一君) それは今申し上げましたように、本年度の計画につきましては、四月の十八日に合理化整備計画を諮問いたしました。その際に、同時に再就職の計画というものを労働省のほうから説明いたしました。一緒に御審議を願って、すでに決定になっておるわけでございます。これは衆議院の段階でも問題になりましたが、今度労働省が作り出した再就職計画というものはどういふ性格のものであるかということになりますと、現在の、まだ改正案が通っておりませんが、その中で石炭産業に関する重要事項を審議することができるといふ規定としては十分御審議を願う、こういうふうに解釈をいたしておるわけであり

○大竹平八郎君 その場合、労働省と通産省との関係、あるいは話し合いといたしますか、そういう点はどうなりますか。

○政府委員(中野正一君) これは本年度の五百五十三万トンの閉山規模を

めまして、同時に、また、閉山はしな
いが、合理化による離職者の数、これ
も通産省のほうで見通しを立てまし
て、そうして労働省と事前に、審議会
にかける前に、十分両者の意見を調整
をして、そうして一本のものとして審
議会に説明をいたしたわけでございま
す。したがって、これは審議会にかけ
る前に、事務的に両省が十分に連絡を
とって立案する、こういう形になるわ
けであります。

○大竹平八郎君 その次に、現行法の
標準炭価の制度と、それから改正案の
標準炭価の制度との差異、私全くし
ろとでわからないのですが、この点も
ひとつ説明して下さい。

○政府委員(中野正一君) 標準炭価と
いうのは、法律にもございす。す
に、いろいろな経済的な条件は考えま
すが、生産費を主として中心に、だ
んコストが合理化によって下がって
参りますから、そのコストを中心に標
準炭価というものは従来きめてきたわ
けでございす。ところが、御承知の
ように、最近の炭価の状況はコストを
相当割っておるものもありまして、し
かし、三十四年来やっておりますい
ゆる新しい合理化計画による、いわ
ゆる三十三年度に比べて三十八年度の炭
価を千二百円引くという線で、毎年大
体二百五十円ずつ現在まで年々下が
ってきておるわけでありまして、三十七
年度までに。したがって、これは調査団
の答申にもありますが、今度の炭価は
千二百円引きの路線を堅持するように
関係者の間でしなければいかぬとい
うことを言っております。その意味
で、われわれのほうとしては、今生産
費という中心のやつを、今度それを削

りまして、いろいろの経済的な状況か
らみて適正であると考えられる標準炭
価というものを作って——作るという
ことは、千二百円引きの路線というも
のを中心にして標準炭価というものを
考える。この意味でコストももちろん
一つの大きな要素になるわけでありま
すが、その意味で、片方、標準炭価は
生産費中心、それから標準炭価とい
うものは千二百円引きの安定価格とい
うものを保持したい、こういう考え
方を改定したいと考へます。

○大竹平八郎君 次に、販売価格の
勧告という点がありますね。これにつ
いてひとつ具体的に説明してもらいた
い。

○政府委員(中野正一君) これは標準
炭価というものを作ります。これを非
常に大幅に上回る、あるいは相当下回
るといふようなことで、たとえば下
回ったような場合には、それによつて
また石炭産業全体の経営というものが
立ち行かなくなるといふような状況の
場合にはカルテルもできるし、また、
場合によっては通産大臣の勧告とい
うようなことによつて標準炭価を
だけ守らせるようにしたいという考
え方でございます。

○大竹平八郎君 それから、経
理規制これに該当するものは、大手の、
これは大手の、十八社ですか、これは
全部それに該当するんですか。

○政府委員(中野正一君) これは法律
にもございす。合理化事業団と開
発銀行からの借入れの残高が五億
円以上のものを指定会社にする、
これが五億円以下になるものは毎年
指定を直すわけでございますが、
現在見通しでは、大手十八社の
大部分、十六社

はこの規制の対象になる。それから、
大手以外のものでも、二社ばかりは
近代化資金等の合理化事業団から
の借入れ、開発銀行からの借入れ
の合計が五億円以上になるものが
ございすので、大体大手は大部分、
中小のものが二、三対象になるとい
うふうで考へております。

○大竹平八郎君 今までたびたび
あるいは質間が出たかもしませんが、
開銀関係として該当は十五社です
か、全体の借入金額は大体どのくら
いですか。

○政府委員(中野正一君) 石炭産業
のうち、大手十八社について申し上げ
ますと、財政資金が、これは例の
合理化事業団の近代化資金と開
発銀行の金等でありまして、これは
三十七年度の九月末現在で……

○大竹平八郎君 開銀と事業団を別
々に。○政府委員(中野正一君) 開
銀が昨年の九月末で三百二十二億、
近代化資金が三十九億、それから
その他がございす。全体で四百
二十六億ということになってお
ります。

○大竹平八郎君 それから、十八
社のうち、これに該当しないもの
が三つばかりあるわけですが、
それはどこどこですか。

○政府委員(中野正一君) これは九州
の松島炭鉱と、それから北海道の
太平洋炭鉱、この二社でござい
す。大手のうち二社になると思
います。

ある程度の金も中小等に出して参
りますので、あるいは近代化資金
等も、現在のところでは、一応
北海道の羽幌炭鉱と、九州の中
興炭鉱、この二社は大体該当す
るようになるというふうで考
えております。

○大竹平八郎君 その二社はど
のくらいいですか、金額にして。
別々でなくとも、開銀資金と合
わせて、両者で十数億というふう
に考へます。今資料の詳しいのが
手元にありませんが、大体その
くらいになっております。

○大竹平八郎君 十億から十五億
の範囲で参考のために伺ってお
きたいんですが、これもあなた
のところには確実な資料はない
と思ふんですが、復金関係で
炭鉱会社に焦げつきになって
焦げつきといつてもはつきり
せぬのが、大体どのくらいある
のですか、金額として。

○政府委員(中野正一君) 今
ちよっと手元に資料がござい
ませんが、ちよっと申し上げ
ます。最近非常に復興金融
公庫からの借入れの残高が
減つて参りまして、昨年の九
月末で三十八億になって
おります。

○大竹平八郎君 それから、この
合理化のうち、整備の問題
ですが、これは大体一年間に
どのくらい整理するとか、
あるいは地域別に、北海道
とか常盤とか筑豊とかい
うようにやるのか、この点
どうなんですか。

○政府委員(中野正一君) 合
理化整備計画につきましては、
これは地域別、炭田別に
きめる、今度の法律によ
り、炭田別に整備計画は
きめなさいというこ
とになっております。

味で審議会が御審議願つた資料にも
ありますが、地域別、炭田別に
どの程度の閉山規模、どの程度
離職者が出る、こういうこと
で御審議を願つて御答申
もいただいております。

○大竹平八郎君 最後に、電力
用炭の価格について、この電力
用炭の価格の品位ですね、こ
ういふものについて、具体的
にはどういふきめ方をす
るのですか。

○政府委員(中野正一君) 電力
用炭については、五千六
百カロリーのものを基準
にとりまして、これを基準
にして上下で展開する
わけでありまして、
たとえば積み地の
北海道や九州、こ
ういふところで大体
五千カロリーの平均
というところになって
おります。それから
掘地だとか、品位
のいいものは遠く
から輸送しますから、
大体六千二百カロ
リーくらいの平均に
なっております。
こういうことで、掘
地、積み地別、カ
ロリー別に決定す
る、こういうこと
になっております。

○大竹平八郎君 それから、電力
用炭の代金精算株式会社、これは
従来特殊なある中小炭
鉱が、中部電力なら
中部電力と長い間
特別な契約を持って
やっております。そ
こで、多少値段な
んかかなり無理を
して入れてる。し
かし、採算として
は合わないのじや
ないのだから、
というよりな
ケースが格別に
非常にたくさん
あると思ふので
すね。これが今
度一つになった
場合、一切この
精算会社を通じ
なければ一応い
けないわけ
です。伝票とい
うものは、そ
ういふ点で堅
実な中小炭
山なんという
のは非常に困
る場合が

ある程度、多少値段な
んかかなり無理を
して入れてる。し
かし、採算として
は合わないのじや
ないのだから、
というよりな
ケースが格別に
非常にたくさん
あると思ふので
すね。これが今
度一つになった
場合、一切この
精算会社を通じ
なければ一応い
けないわけ
です。伝票とい
うものは、そ
ういふ点で堅
実な中小炭
山なんという
のは非常に困
る場合が

できてくるのじゃないですか、その点
どうなんですか。

○政府委員(中野正一君) 今度の精算
会社は、今おっしゃいましたように、
大手といわず、中小といわず、電力会
社というものは全部この精算会社を通
すわけでありまして、今度の電力用炭
の基準の値段については、現実問題と
しては、大手のあれからいって、少し
格差があるわけでありまして。これは中
小の方々の意見も聞いてみたのです
が、電力用向けの基準炭価は一本でき
てもらいたい。しかし、現実問題は
格差があるわけですから、それを格差
を直せなるといって、今度は売り込み
の数量に響いてくるわけでございますし
て、しばらくの間はその格差を實際上
認めてほしいという希望でございます
が、そういうふうにはいたしません
が、チエックする場合は、そういう
点を十分考慮してチエックするわけ
です。しかし、今後は次第にその格差
いりものは縮めるべきである、そうい
う指導をいたしたいと思っております。
無理な指導をすることは、これは不適当だ
と思っております。それから、中小の方々
も、今度の電力用炭の精算会社には出
資もして参加をしたい、こういうこと
を申ししております。

○大竹平八郎君 まだたくさん質問し
たいことがありますけれども、他に発
言の順序もきまっておりますから、私
はこれで終わります。

○田畑金光君 簡潔にお尋ねしますか
ら、答弁もひとつ簡潔に、要点だけお
願います。

第一に、合理化措置法の一部改正の
中で、従来の標準炭価というのを基準
炭価というものに変えるわけですが、

どう違うのですか、内容は。

○政府委員(中野正一君) 従来の標準
炭価というのは、主として生産費を中
心に、合理化によって生産費をだんだ
ん下げて、これを基準にして大体計算
して発展してきたわけですが、これが実
際現実の炭価の状況と相当食い違いが
出てきておりまして、むしろこの際、
いわゆる新しい合理化計画の線に合っ
た千二百円引きの路線というものがご
ざいまして、非常に苦しい中を、今日
までもその線がびつたり下げてきてお
るわけですが、したがって、ことしはま
た二百五十円程度下げて、そして千
二百円引きの今度は横ばいでいきま
い、横ばいでいくようにしなさいとい
うのが、調査団の答申でございます
ので、その点で今度は標準炭価という
のを上げて、生産費中心の考え方でい
くのをやめました、生産費千二百円引
きの路線というものを基準のものとし
て、これを守らせるようにしてい
きたいというものが大きな違いでご
ざいます。

○田畑金光君 その考え方をとれば、
業界にとつては苦しくなるのか、窮屈
になるのか、あるいは楽になるのか、
むしろ窮屈になる面が多いに感ずる
のですけれども、どうでしょう。

○政府委員(中野正一君) これは基準
炭価で千二百円引きの路線というもの
を、政府も応援し、また、業界自身も
協調の態勢によつて守っていくとい
うのが一番大事なこと、これをほう
っておけば、もうちょっとそれより下
がるような情勢に現在もあるわけ
でございますので、この基準炭価によ
って価格の安定をはかりたい、その意味
では業界にとつてはプラスというふう

にわれわれは考えております。

○田畑金光君 すでに御承知のよう
に、貯炭がふえてきたわけですね。業
者貯炭も四百萬トンをおこなして。さ
らに、電力会社の持つておる手持ち貯
炭も四百萬をこえておるといふような
状況で、しかも、夏場に入ってきたわ
けですね。聞くところによるとタンピ
ングが行なわれておる。そこで、この
法律が通つて基準炭価というものが確
立されると、今のダンピング防止には
通産省としても強い行政指導ができる
というふうにはわれわれは新聞等でも見
ておるわけですが、そういう確信が持
てるのかどうかという問題が一つ。同
時に、私は、これは大臣に御答弁願
いたいと思つたので、こういう石炭の
需給関係の状態に入つてきますと、当
然貯炭融資という問題等もまた考えな
ければなりません、それを考える前
提として、また生産制限という問題も
通産省としては考えられるかもしれま
せんが、夏場に向かつて今業者の電力
用の手持ち貯炭がふえてくる。しか
も、一方では、豊水で石炭の消費が減
つておる。こういう事情に処して、当
面、通産大臣としての石炭に対する行
政指導についてどのように考えておら
れるか、これもあわせて伺つておきた
いと思つた。

○政府委員(中野正一君) 前段の基準
炭価というものを早く定めまして、そ
うして業界の協調態勢というものを作
ることによつて価格の安定が初めてで
きるわけでありまして、その基準炭
価というものが、価格安定の、した
がつて、ダンピング防止の大前提だと
いうふうにはわれわれは考えておりま
す。

○田畑金光君 ことしの予算に計上さ
れまして合理化整備資金が六十億だと
記憶しております。ところが、この
間、三井鉱山関係で相当の整理がされ
ただけで百二十億、三井鉱山でも、う
ち六十億は政府資金に依存したい、こ
ういうことをわれわれは新聞で見たと
うですけれども、年度当初の政府の予
算が六十億ですね、政府資金は、これ
が足りないことはもう明らかだと思
つたので、たとい三井鉱山のこの整理を
別にしても、その他の各山の合理化資
金、あるいは特に整備資金の希望申し
入れ額は六十億のワケではとてもま
かない切れないと思つておりますが、
これは大蔵省とどのような話し合いに
なつておるわけですか。

○政府委員(中野正一君) 数字を申し
上げますと、昭和三十八年度の今度の
合理化整備計画を実施して参りますた
めには、設備資金においてこれは開
銀——近代化資金で相当出ております
が、たとえば開銀資金は百十億、それ
から近代化資金が約三十四億一応財投
の關係と予算の關係でついております
が、それでも設備資金で約八十二億不
足する。それから整備資金のほうは六
十億が、今、先生がおっしゃいました
ように出ておりますが、これで市中の

調達を相当やらせましても、まだ百五
十一億不足する、こういうことになつ
ております。今事務的に、これは大臣
の御趣旨もございまして、鋭意詰めて
おりまして、近いうちに結論を出し
て、これは財投ですから、財政投融資
計画の追加ということになつておりま
すから、そういうようなことでも今折衝
中でございます。近いうちに結論を出
したいということをやつております。

○田畑金光君 私は、大臣に特に今
の点を強く要望しておきたいのですが、
整備資金が百五十一億も必要だと、し
かし、ワケは年度当初予算の中から六
十億しかとられていないわけですね。
九十億以上足りないわけ、これは財
政投融資資金の問題でございます。し
が、大臣のほうにおいてこれが善処さ
れるように要望いたしますが、同時
に、この六十億のワケの中でも、各関
係会社から相当早くから、早く貸して
くれという申請がなされておるでしょ
う。まだこれは事務的な処理がついて
いないじゃありませんか。いつごろつ
くのですか、これは。

○政府委員(中野正一君) この六十億
の配分につきましては、今申し上げま
した追加の点にもらひ合わせてやり
たいというふうに考えておりました
が、非常に各山からの要求も、今お
っしゃつたようなこともございまして
で、これは早急に配分のほうは決定
したいと思つた。

○田畑金光君 まあひとつすみやか
に、実際に少なくとも六十億きまつて
おるので、この配分について
は、早急に各会社の需要にこたえられ
るよう善処願ひたいと、こう思つてお
ります。

それから、鉱区の調整の問題について、「従来のように未開発炭田の指定地域に限らず、広く一般的に行ない得ることとした」、「こうなっておりますが、どういふように違ひの御座いますか。今後また今度の法律の改正によつてこのよりの問題の解決がどのように促進されていくのか、この点をお願いいたします。」

○政府委員(中野正一君) 従来の鉱区調整におきましては、関係者の話が合わない場合には通産大臣が決定するといふことはできなかったわけですね。決定に従はせるといふことはできなかったわけですが、今度は未開発炭田については、そういう積極的に通産大臣のほうで決定できるといふ規定に現在なつておりますので、これを一般に広げていくわけでございますから、行政指導も相当に力強くできますし、最終的には通産大臣の権限において決定するといふことができますので、相当この鉱区調整は今後はやりやすくなるというふうにわれわれは考えております。

○田畑金光君 今の局長の話をお聞きしておりますと、これは非常に積極的に今度ではできるよう御答弁ですが、これは実際むずかしい問題であるけれども、法律の建前がそういうふうになつたとすれば、調査団の答申の精神もそつとありましようし、局長の答弁のごとくに、やはり忠実に法の精神に基づいて、鉱区の調整の問題等について、積極的に処理されるように強くこれを希望しておきたいと思つております。

この電力用炭代金精算株式会社法ですが、これは先ほど質問もありませんが、

し、御答弁もあつたようですが、ただ、私は、この会社をトンネルにすることによつて、売るほうも買ひほうも、その会社をトンネルにして代金を受け渡すことが、即、電力用炭の価格安定といふことに結びつくのかどうか、表面向きは確かに基準炭価といふのが設けられて、それに基づいて通産大臣は勧告措置その他やるわけですが、そういう見方も成り立つと思つていますが、しかし、私は非常に疑問を持っているわけですが、この点はどうか。

○政府委員(中野正一君) 電力用炭につきましては、今度は通産大臣が基準となるべき値段をきめまして、それからこの会社を全部通つて精算するわけですから、その価格の状況が全部わかるわけでございます。また、この炭価の状況も通産大臣に会社が報告をしなればならない、こういうことになつておりますので、その意味で、この電力用炭についても、千二百円引の路線というものを、基本を守るように指導が非常にしやすくなるように、また、業界自身もそういう扱いになつていくことができるというふうになつていく期待しております。

○田畑金光君 私は、これは大臣にお尋ねしたいわけですが、大臣は先ほど貯炭融資については考慮するといふお話がございましたが、この電力用炭代金精算株式会社等が、今後仕事の一つとして、貯炭融資なんといふことをひとつやることもその一つの機能として考えられてみたらどうか、この四十二年を目途に石炭の安定を考えていられますが、それまでは石炭業界は紆余曲

折、波乱万丈だと、こつち思います。去年も貯炭融資、またことしも貯炭融資を考えたければならない、こういうことを考えてみますと、電力用炭代金精算株式会社にそのよりの機能を与えてみたらどうか、こつちいうふうに私は思つておるのですが、大臣の御見解を承つておきたいと思つておる。

○田畑金光君 次に、私は、石炭鉱業の経理規制の問題ですが、この五条を見ますと、「通産大臣は、事業計画又は資金計画が石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定会社に対し、これらの計画の改善に関する勧告をすることができ」と、こつちなつておる。今後の円滑なる実施に支障があるといふのは、これは具体的にどういふふうな場合を想定されておるわけですか。あるいは、また、その基準といふものは、どういふことを基準に考えておられるわけですか。

○政府委員(中野正一君) これはこの法律に書いてあるとおりでございまして、通産大臣が、石炭鉱業の合理化の円滑な実施に、届出があつた資金計画で、それで合理化が円滑になりまじかないといふふうな資金計画であるといふような場合には、それを改善するよういふ勧告をする、こつちいう考え方でございまして、思つておる。

○田畑金光君 よくわかりませぬけれども、そのよつて立つ基準は何かといふ問題とか、あるいは、たとえは、こつちいふ場合を意味しておるのかといふことをもつと説明してもらわないと、その

の条文だけをお話し願つてもこれはのみ込みがたいのです。炭政課長からでもお答え下さい。

○政府委員(中野正一君) これは實際行政指導の問題になると思つておるが、要するに、その山の合理化のためのいろいろな仕事をやっていくわけでありまして、その裏づけとなる資金調達等について十分、たとえはできるだけ社内留保もやつて、それでやつていく、あるいは借り入れ等の計画が適正であるかどうか、そういう点は十分私どもで審査をして、そうしてそこに非常な欠陥があるといふような場合には大臣の勧告、こつちいふことになるわけでありまして。

○田畑金光君 利益の処分といふのは配当だけを意味しておるのか。さらに役員報酬等、その他経理上の運営についてもこれは及ぶのか。さらに、もし配当等について規制をするといふならば、一体、石炭鉱業の場合の配当といふのは、経済的な基準と申しますか、客観的な基準といふものが経済界一般にはあると思つておるが、どういふ基準でそれは考えていかれるのか。

○政府委員(中野正一君) 利益の処分は、配当と、それから役員賞与と、この両方が利益の処分になるわけでございます。両方とも通産大臣の認可、こつちいふことではあります。

充実といふことにやはり重点を置く、こつちいふ考え方で、一朝以下で、これは各社によつて事情は違ひますが、適正な線で考えていきたいと思います。

○田畑金光君 これで私は時間がきたようですから、まあ最後に一つだけお尋ねしておきますが、こつちいう経理規制をなされるのもごもつともだ、こつち思つておるが、こつちいう炭鉱の経営がうまくいった経理の規制まで及ぶといふことは、ある面からいふと石炭の社会化といふ私は第一歩だといふ感じも持ちますが、こつちいふ根本的な問題については本日は議論いたしません。ただ、石炭鉱業経理規制臨時措置法を見ましても、昭和四十二年の、いわゆる調査団が答申しておる石炭産業の安定といふ時期と見合ひでこの法律もできておるわけですが、結局この法律は、幸いに昭和四十二年以降、石炭会社が黒字に転じた、それは国の厚い保護の結果である、四十二年以降は黒字に転じた、こつちいふような場合等が当然予測されますが、それ以降については、この法律はもろろん規制もできないと思つておるけれども、そのあとの問題についても、やはり、国の立場からいふならば、国民の側からいふならば、石炭産業といふものに對する何らかのひとつ規制措置も必要であるといふ感情といふものが残ると思つておるが、こつちいふふうにお考えでございますか。

○政府委員(中野正一君) この経理規制法は、調査団の答申に基づきましてわれわれは立案をいたしましたわけでありまして、今、先生のおっしゃいましたように、四十二年には相當の、

石炭産業がよりやく自立と安定を得るという、こういう目標でわれわれは政策をやっていくわけでありますので、それに伴っていろいろの整理規制、これは相対的の何といえますか、非常的な一ほかの産業に対する監督からいうと、相当シビアなことになっておりますので、一種の非常措置というふうなことで、時限立法にいたしましたわけでありまして、ただ、今、先生が御指摘になりましたように、四十二年度にかかけまして相当の金をやはり政府は注入するわけでありまして、その意味で、その後の状況につきましては、また四十二年近くになって、そのときの情勢によってこれを延長するかどうかというところが議論になると思います。一応今申し上げたような意味で時限立法ということでは、いつできるかということになる、やはり四十二年度末ということが一応妥当ではないかということ、で、こういうふうな法律にいたしているわけでございます。

○阿部竹松君 法案が五つで、時間が無いわけですから、お尋ねする内容が飛び飛びになってたいへん恐縮ですが、ひとつ御答弁いただきたいと思うのですが、私がお尋ねをする前に、さいぜん田畑委員のお尋ねに対する答弁で、鉱区の調整の問題について御答弁があったわけですか。田畑委員が了解したようですから、私あまり深く触れませんが、この法律で今御答弁があったようなことができるかどうかというところを、私は疑問に思うわけですか。というところは、鉱区の整理統合というところは、私どもが毎国会、毎回主張して参りました。今国会においても、保安法が審議されるときに、北海

道の例をあげて、片方が北海道炭礦汽船で、片方が住友である。半分が三井で、半分が三菱である。こういうのを整理統合しなければいかん。明治時代にはこのおれの鉱区、大正時代には私の鉱区ということ、鉱区の整理統合をやっているからコストは下がっていません。こういうところから始まると、いろいろ論争いたしました。そのときに、通産省御当局の答弁は、皆さん方がおっしゃることは十分わかっておりますので、現在鉱業法の改正を行って初めてできますと、こういう御答弁がございましたから、今度の改正にその鉱区統合が入っているか、原案に入っておりましたかということをお尋ねしたときに、原案に入っておりますから、やがて御審議願うことになりましょう。鉱区の整理統合ということ、は、鉱業権の問題、租賦権の問題、明確に鉱業法に規定してあるわけですから、それがなければできませんというものが皆さん方御当局の答弁であった。今、田畑委員の質問に対しては、前より相当変わって、これはできますというお話なんです。はたしてそういうことができるかどうか。三井の鉱区は三井にやれとか、北炭の鉱区は三井にやれといつても、なかなかこの法律はいやですよといつたら、勸告程度に終わるといふ疑問が私にはあるわけですか。それから、私は、田畑委員に対する答弁のとおりにはいかんのではないかと、この心配を持っているわけですか。これ以上深く追及はしません、はつきりとした点、はたしてあなたの御答弁のよう

に規制することができるとか、お尋ねいたします。

○政府委員(中野正一君) 現在の法律の未開発炭田の開発についての鉱区の調整は、先ほど私が申し上げましたように、相当積極的に行うことができることになっております。この趣旨と同じ改正を鉱業法のほうで考えていたわけでありまして、ところが、御承知のように、鉱業法はまだ提案になっていないのですが、石炭産業については、鉱業法の改正を待つておれぬということ、こちらの今度臨時措置法のほうで改正を未開発炭田についてやられたと同じようなことを広げたわけでありまして、それで、それと同じようなことは今度鉱業法の改正案には盛り込んであるわけですか。しかし、これは提案にまだなっておりませんので、それから提案になっても相当審議がはかれるという見通しもありまして、それで石炭産業合理化臨時措置法の中で石炭産業だけ特別に改正をすべし、こういうことにならしたわけでありまして。

○阿部竹松君 したがって、石炭局長のおっしゃるとおり、鉱業法の改正をせぬで、半分だけ改正して、そしてこれは実行できると私は考えられない。ですから、鉱業法の改正は相当な膨大なものだから、この法律に魂まで入れるとすれば、鉱業法の一部修正ということ、暫定の暫定として鉱業法の改正を行わなければこれは生きてきませんよ。鉱業法のほうには、遊休であろうと、あるいは現在採鉱を行なっている鉱区であろうと、こ

はそれをお尋ねするのが本旨でございます。それから、そういうことを私がきわめて不満に思っておるということ、この際、明確にしておきたいと思うわけですか。そこで、飛び飛びになるのですが、これからお尋ねすることは、四月の中旬に石炭鉱業審議会で五百五十三万トンという数字をあげて、いろいろ問題があったようですが、おきめになりましたね。私は、地方選挙があるものから、九州でこの新聞記事を見て初めて知ったわけですが、国会論争を通じて、やはりそういう案が出るということ、は、すうすう知っておりましたけれども、五百数十万トンという膨大な数字が出るということは、われわれ夢だに考えておらぬかつたわけですか。しかし、数字を見てびっくりしたわけですが、そのときは地方におるわけですから、あなた方に意見なり要請すること、ができなかった。この内容ですね、時間がありませんが、ひとつ要点だけお説明願いたい。

○政府委員(中野正一君) 本年度の整理計画は五百五十三万トンということ、で審議会の答申がありまして、五月一日に通産大臣の告示でこれをきめたわけでありまして、この内容を申し上げますと、まず自然消滅、これが四十三万トン、それから保安不良で整理をされるもの、これが二十九万トン、これは予算は三十万トンについてありますが、一応積み上げで二十九万トン程度、これはちよつと端数がつくかと思いますが二十九万トン、それから閉山をして、いわゆる事業団の整理交付金が出るもの、いわゆる事業団の買い上げと一口に言っておりますが、

これが四百八十一万トンということ、五百五十三万トンという閉山規模になっておるわけでございます。

○阿部竹松君 そこで、その北海道、九州、常盤、山口と分けておると思うわけですが、その数字はどういうことですか。

○政府委員(中野正一君) 五百五十三万トンの地区別の内訳を申し上げます。北海道地区が百八十三万トン、それから東部本土地区、これは常磐炭田等でございますが、二十二万トン、それから西部本土地区、これは宇部、大嶺炭田等でございますが、五十三万トン、それから九州が、九州全体として二百九十五万トン。内訳を申し上げますと、これはほとんど北部でございます、いわゆる筑豊、福岡炭田等でございますが、九州の北部地区が二百一十一万トン、九州の西部地区が七十九万トン、九州の西部地区が四万トン、合計九州は二百九十五万トン。北海道、東北、西部で五百五十三万トンということになっております。

○阿部竹松君 そこでお尋ねしたいのは、石炭局長、労働省に、この話を知っておりますかどうか、こういうことを私は尋ねてみました。昭和三十一年度の予算が通つてしまつてから合理化をやると、当然職業者が出るわけですから、労働省のほうでは、通産当局のこれだけ合理化をやつてこれだけの失業者が出るということは知っておりましたかと、昭和三十一年度の予算に入つておりましたかと、こういうことをお尋ねをしたところが、そういう五百数十万トンの合理化をやつてこれだけの数字が出るということは承知しております、私どもも迷惑千万な話で

その地方に出かけて行って、北海道へ行つて、車両工場、たばこ工場を持つてくるという約束をしておられる。たぐさんの記者を集めて記者会見をし、声明を発表している。選挙に臨んでいろいろの態度を明確にするわけですが、少なくとも、党人であるけれども、行政の責任者の一人なんですから、たぐ選挙演説だとはかりは思わない、あれは全部公約は守つてくれるのでしよう。

○国務大臣(福田一君) 私の理解している限りにおいては、池田総理もそういう持つてくるという事は、はっきりした言葉で表現されておらないと思ひます。検討する、十分研究する、努力するという言葉で表現されておると思ふ。私も、私に限つては、明瞭に約束はいたしておりません。努力するとは言ひましたし、約束はいたしておりません。しかしながら、今言われたような田川とかあいうところに対して、たぐこの何かを持つてくる、政府の何かの施設を持つてくるということ、は、もうすでにたぐ関係においては実現するものと確信いたしております。これは具体化の段階に入つておらずから、それから自衛隊の問題等につきましても、これは防衛庁と今具体的に検討いたしておりますから、これも実現すると思ひます。こういふ意味において、約束はいたしておりませんけれども、言つたことについて責任を感じつて——言つたことについて責任を感じずというよりは、いわゆる産地振興という一つの政策に対する政府の信念、また、それに基づいて表現された言葉等については、十分責任を持つつて努力をいたして参りたい、かよ

うに考へておられます。私は、自分の言つたことで何一つ今までしなかつた、そういう意味で具体的に何もしなかつたかということになるという、私は、言つたことは大体しておると思ひます。

○阿部竹松君 岸さんは、新聞記者に発表した点を取り上げられて追及されると、私はスポーツ新聞しか読まないから、そういうことはわかりませんという答弁をされている。しかし、池田さんは、うそを言わぬといふのが一枚看板、うそを言わぬと言つて、うそを言つたといふ場合には、岸さんのスポーツ新聞しか見ないといふことよりは、新聞が重い、やはり総理大臣とか各大臣が行つて約束される、そうすると、日本の朝日、読売、毎日の大新聞がみな一つの記事を載せる。聞いた人もあるわけですけれども、それが全部うそだといふことになると……そういう問題は別として、とにかく国民に向かつて発表したことくらい守つてもらわないと困る。実は違ひます、努力する、検討すると言つたといふことで逃げられては困るので、そのときには真剣にやるつもりでおそらく発表されたのでしよう。自民党の総裁、あるいは自民党の大臣が発表されたことについては、自民党の党員である議員各位は守つて下さるでしよう、野党のわれわれも協力するのですから、できないことはない、絶対できるわけなんでありませうから、それはひとつ必ず実行していただきたい。

次にお尋ねするのは、北海道で石炭会社が集まつて火力発電所をどこに作るか、三笠市に作るか、あるいは芦別に作るか夕張に作るか、私よく承知し

ておりませんけれども、幾つかの候補地をあげて石炭会社が火力発電所を作ろうという計画を一生懸命になつて練つておると同時に、何とかやむを得ないという方針で動いておる。ところが、北海道の電力会社、北海道電灯株式会社が、これが強力で反対しておるわけですが、両方から圧力がかかつてるうろして居る。これが北海道の実態だといふふうに乗つておる。何で北海道電力のさばつて居るのかからぬけれども、こういうことであつては大臣いかぬじゃないですか。電灯会社の意味はここで申し上げなくてもわかるわけですが、電力会社が発電所を作つた場合には、約六割くらいのコストでできるのですから、電力会社にやらし

たらいひやないですか。電力会社が反対ならば、昨年国鉄当局もおやりなさいといふことを有沢調査団が答申をされておるわけですから、そういう方向でいかぬですか。

○国務大臣(福田一君) 先ほどの最初のお話であります、私は声明したとか約束したといふことはありません。約束はそれは守らなければなりません。それは仰せのとおりであります。しかし、新聞にどう出たかからいふことで、お言葉を返すようですが、われわれが約束したのだ、こうとわれわれは困ると思ひます。努力すると言つたことは努力すると言つたのでありまして、大臣の言葉とほかの人の言葉をたけなど決して言うておるわけではないのです。電力の需用があればこそ当然やることですから、これは自明の理なわけです。そうしますと、たとへば北海道に今度新しくできるという

は、今までの自分に関するものでそういうことはありません。また、総理も言つておられません。それを約束とおとりになるかどうかは別問題だと思ひます。

それから、次には北海道の電力の問題でございませうが、民間の石炭会社がやられるといふこと、そういうことをあまり詳しくまだ承知はいたしておりません。一般論で申し上げますならば、民間の電力会社がもしやられるのだつたら、それをどこで使うかという問題があります。電力といふものは起せばいいといふものではない、まづ、これをどういふふうに使ふか、また、効率的に使ふかといふ問題があります。したがつて、電力の需用の伸びといふものを考え合せながらやはり発電所を作るといふことは当然であります。公益事業として指定してあります以上は、そういう観点から一応われわれとしては見ていかなければならないと思ひます。もちろんわれわれとしては、できるだけ石炭の需要をふやすようにしたいといふ考え方でおりますから、私は、それが適当な計画で、需用等ともならみ合せながら、それがうまくいくという想定であるならば、もちろんこれは推進をいたすようにすることにやぶさかではございませぬ。

○阿部竹松君 大臣の答弁をございませうが、私も、電力の消費のないところに電力会社を建てて、そうして石炭をたけなど決して言うておるわけではないのです。電力の需用があればこそ当然やることですから、これは自明の理なわけです。そうしますと、たとへば北海道に今度新しくできるという

よきな、需用がふえた關係で新設工場が認められる場合には、必ずしも北海道電力とは限定せぬわけですね。

○国務大臣(福田一君) 御質問の趣旨は、自家発電、自分のところで使う発電所を認めるかどうかといふ意味です。

○阿部竹松君 そういふ意味ではなしに、石炭会社が五千二百から、今つと低いカロリーの石炭もたけるわけですが、そういう石炭を持ち寄つて、銀行融資を受けられるかどうか、手持ち金を出すか、おそろく手持ち金はないでしよう。そういうことで石炭会社が共同で何万キロかの発電所を作る。もちろん自分も使ひましよう。しかし、余力発電はやはり売ると、こういうことになるわけですが、単に北海道炭礦汽船が一萬キロ作つて、そこで消費すると、こういう意味じゃないわけですか。そういう構想で北海道の炭礦会社がやつておるのですが、一番じやましておるのは、もちろん需給の關係もあるかもしれませんけれども、それにもましてじやましておるのは北海道電力であるとこれは断定してもさしつかえない。ですから、そういうことでなしに、コストが安くて上がるわけですから、電力会社よりも原料炭を持つておるわけですから、北海道の石炭——大臣は御承知かどうかわかりませんが、大臣は美唄においでになつたわけですから、美唄からちよつと入つたところに奈井江というところがあり、住友炭鉱があつて、この石炭を、バナナのたき売りという言葉がありますが、とにかくべらぼうな安い値段で買つておるわけです。あれは重油、あるいは原油をたくよりもはるかにコストが安

が、退職金など少ないけれども、これを寄せ集めまして事業会社を作るわけですね。そういう場合に、金融の特別措置、何か特別な融資の便がはかられないかどうかが一つ点か一つ。

それから、もう一つは、企業については、これはほかの企業もそうですが、中小企業の育成指導、そういう面です。特に今まで炭鉱で働いておった人が新しく事業をやるんですから、そういう面でもふなれであらうと思ふから、この事業の育成なり指導の面にもいろいろ手を尽くしてもらいたいと思ふわけです。特に前の金融措置については、据置期間の延長など、先日、本会議で大蔵大臣に質問したら、国民金融公庫などが特別に貸すから、それでめんどろをみたらどうかという話もありましたけれども、通産省のほうで特に何かお考えがあるかどうか。ないとするならば、将来こういうのがたくさん出ると思ふので、失業対策で、職業訓練だけじゃなくて、たとえば職業訓練を受けて事業をやるのもありましよう、就職しないで。また、職業訓練を受けないで事業をやるのもありましよう。そういう人を通産省が特にめんどろをみてもよろう、そういう前向きな姿勢で何か対策がないか、その二点を質問いたします。

○国務大臣(福田一君) お説のように、離職をされた方が集まって何か仕事をされるという場合において、現在国の措置として、あるいは金融機関の措置として特別の方便はちよつと考えられないところではありますが、それだから、必ず金利を安くしてやるか、年限を延ばすとか、しかし、これはそういう意図でおやりになるようなことにつ

いては、政府としては、やはり前向きにできるだけそういうあつせんをするようなことだけは少なくともしてみたいと思ひます。

それから、非常に事業にふなれたから、何か指導をするような方法を考えてみたらどうか。これは中小企業基本法を通した意味も、実はそういうところにあるわけでありまうから、一つの中小企業としてみて、私は、コンサルタントの制度をどう使うかというより、な一般論は別としても、各局において、現地の局で十分話をして、相談にこれれば、みな相談に乗るようにして、何かいい知恵があつたら教えて上げるような、そういうことはやらせるようにしたらどうか、そういうふうな指導していききたい、こう考えておりまう。

○委員(堀末治君) 他に御発言もなければ、これにて五法案に対する質疑を終局することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堀末治君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明かにしてお述べを願ひます。別に御発言もないようでございますから、これにて討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堀末治君) 御異議ないと認めます。

イラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、産炭地域における中小企業者についての中企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案、以上四法案全部を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員(堀末治君) 全会一致でございます。よつて四法案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
○委員(堀末治君) 次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本法案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員(堀末治君) 多数でございます。よつて本法案は、多数をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堀末治君) 御異議ないと認め、さよりに決定いたしました。

検討いたしました。その結果、議院の検査に付することを要するものにして、内閣に送付を要するものと意見の一致をみましたものは、お手元に配付いたしました。一覧表中の請願番号、第四三三三号、第四四号、第四八五号、第四五号、第四七号、第七九号、第一〇四号、第三三三三号、第三一四号、第三一五号、第三五七号、以上、十一件でございます。なお、その他の請願は、さらに検討を要するものと認め、これを留保すべきものと協議いたしました。この際、お諮りをいたします。先ほどの請願十一件を当委員会に採択すべきものと決定いたしますことに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堀末治君) 御異議ないと認め、さよりに決定いたしました。

○委員(堀末治君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。
当面の石炭対策樹立に関する調査につきましても、会期中に調査を完了することが困難でありましたので、本院規則第五十三条により、継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堀末治君) 御異議ないと認め、さよりに決定いたしました。

○委員(堀末治君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。
閉会中の、当面の石炭対策樹立に関する調査のための委員派遣については、その期日、派遣委員その他手続等、すべて委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堀末治君) 御異議ないと認め、さよりに決定いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時十三分散会

御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堀末治君) 御異議ないと認め、さよりに決定いたしました。

○委員(堀末治君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。
閉会中の、当面の石炭対策樹立に関する調査のための委員派遣については、その期日、派遣委員その他手続等、すべて委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堀末治君) 御異議ないと認め、さよりに決定いたしました。

六月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十七日)
一、電力用炭代金精算株式会社法案(予備審査のための付託は三月二十七日)
一、石炭鉱業経理規制臨時措置法案(予備審査のための付託は三月二十七日)
一、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十日)
一、産炭地域における中小企業者に関する特別措置等に関する法律案(予備審査のための付託は六月十日)

七月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、炭鉱労働者の首切り反対に関する請願(第三五九五号)

第三五九五号 昭和三十八年六月二十七日受理

炭鉱労働者の首切り反対に関する請願

請願者 秋田県山本郡八森町字

茂浦八〇 八代清外千

百一名

紹介議員 岩間 正男君

炭鉱労働者に対するこれ以上の首切りは中止していただきたい。どうしても首を切ると言うのならば、鉱山で得た賃金と同じ額のとれる職場と社宅とを用意した上で、実施されたいとの請願。

政府は炭鉱労働者の当然の要求をかえりみず、首切りを強行しようとしている。昭和二十八年当時二十万人であった炭鉱労働者も今は十三万人に足りないという現状である。三池争議の時に千二百名の解雇者を出したが、「この離職者は私が保証人になつて完全就職までは責任を持つ」と言つた石田労相の言葉のいっわりを忘れることはできない。わずか千二百名の離職者さえ、ままにならないのが、今の独占資本主義社会の実態である。ましてや、これから七万人の炭鉱労働者、三万人の金属鉱山労働者の首を切る池田政府の方針には反対せざるを得ない。